

(別紙)

大分港港湾施設使用料徴収事務処理要領

大分港港湾施設に係る港湾施設の使用料の徴収事務については、大分港港湾施設使用料徴収事務委託契約書（以下「徴収事務委託契約書」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第1条 徴収を決定（以下「調定」という。）した場合は、ただちに係留施設を利用する者（以下「利用者」という。）に対し請求すること。

第2条 使用料を徴収したときは、徴収金整理票（大分県会計規則第18号様式）にその都度必要な事項を記載すること。

第3条 調定をした後において、当該調定額（請求額）について調定もれ、その他誤びゅう等により調定額を変更し、又は取消す必要があるときは、ただちにその増加額又は減少額に相当する金額について調定の変更をし、又は調定を取消すこと。

2 前項の場合においては、第2条の規定を準用するものとする。

第4条 徴収した使用料は、自己の責任において即日又は翌日に県の指定する金融機関（以下「指定金融機関等」という。）に口座を開設し、開設した預金口座に甲からの指示に従い預金により保管すること。他事業との兼用は認めない。

ただし、その日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その翌日（当該翌日が日曜日等にあたるときは、その日後においてその日に最も近い日曜日等でない日）とする。

第5条 徴収事務委託契約書第6条に定める報告書は大分港振興室に提出し、大分港振興室が発行する納入通知書により、徴収した使用料を納付すること。

第6条 徴収方法は下記のとおり定めることとする。

- (1) 大分港港湾監視等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき実施すること。
- (2) 徴収業務が発生する場所（以下「徴収場所」という。）は別紙徴収場所のとおりとする。

- (3) 艀付け（縦付け）以外の徴収場所にて船舶の係留を確認した場合は、甲から事前に受け取った最新の岸壁予約状況一覧との確認を行う。徴収方法又は備考の欄に「船取り」の記載がある船舶が係留されている場合、利用者の許可を経ってから船舶に乗船または船舶の外で徴収業務を行うこと。

また、「代理店払い」の記載がある船舶が徴収場所に係留している場合は別紙岸壁接岸状況に係留状況及び船舶情報等を記入する。

- (4) 岸壁予約状況一覧に記載がない船舶及び艀付け（縦付け）で係留可能な場所（予約不要のバース）については、使用料の支払方法（船取り又は納入通知書払い）を船長に確認する。

「船取り」を希望した場合はその都度係留施設使用許可申請書（大分県港湾施設管理条例施行規則第1号様式の8）を記入してもらい、使用料を徴収後別紙岸壁接岸状況に記載する。

なお、納入通知書払いの場合で、船舶所有者への請求を希望する場合は、係留施設使用許可申請書（大分県港湾施設管理条例施行規則第1号様式の8）を手交し、大分港振興室あてFAX（097-558-5118）に提出するよう指導した上で別紙岸壁接岸状況に記載すること。

- (5) 徴収する料金は、大分県港湾施設管理条例に定める使用料に従い料金を徴収すること。

なお、別紙徴収計算表に記載された計算方法を参考にすること。

- (6) 翌日の監視等の前に記入した別紙岸壁接岸状況を大分港振興室に提出すること。

- (7) 利用者から使用料を徴収したときは、利用者に対し領収書（大分県会計規則第15号様式その1）に必要事項を記載の上、交付しなければならない。